

# 生活保護基準引き下げ違憲訴訟

2月8日  
富山地裁

## 第26回 口頭弁論

### 多くの皆さんの傍聴をお願いします

「生活保護基準の引き下げは憲法 25 条違反」として、富山市の生活保護受給者が市と国を相手に 2015 年に訴訟を開始してから、26 回目の口頭弁論を迎えます。

富山はじめ 29 都道府県において同種の訴訟が取り組まれており、これまでに大阪・熊本・東京・横浜の四つの地裁で原告勝訴の判決が言い渡されています。

これらの勝訴判決では、富山訴訟の原告が重点的に追求している「デフレ調整」の違法性が指摘され断罪されており、原告の主張の正しさが認められる結果となっています。

このデフレ調整とは、物価の変動に応じて生

活保護費を変更することを指し、国は物価や計算方法を偽装することで、実態よりもはるかに多く保護費を引下げました。

今回の弁論において原告は、ドイツ連邦憲法裁判所が 2010 年 2 月に言い渡した「最低生活基準」に関する違憲判決を活用した主張を行います。ドイツでも連邦政府が統計等の合理的根拠もなく最低生活基準を設定したことに対して司法が違法判決を言い渡しており、その意味で日本の状況と似ています。

皆さまには裁判傍聴にぜひ参加くださいますようお願いいたします。

### 第26回口頭弁論

2月8日（水）13時30分～14時15分頃

富山地裁・第一号法廷

### 報告集会・記者会見

同日 14時30分頃～（口頭弁論の終了時刻により変動する可能性あり）

県弁護士会館・3階会議室（富山地裁から徒歩3分）

- ・感染防止対策として行われていた傍聴人数制限は廃止されましたが参加にあたってはマスク着用、事前の検温などをお願いします。
- ・参加者数の把握のため、傍聴希望の方は事前のご連絡をお願いします。（TEL：076-442-8000 メール：tym\_sugita@doc-net.or.jp）



反-貧困ネットワークとやま ニュース No. 40  
2023/1/30 発行：ネット事務局 mail:tym\_sugita@doc-net.or.jp

